

『内部統制』システムの 構築に向けて

制度調査部
吉川 満

【要約】

- 急浮上している企業の『内部統制』問題を解説した。
- 米国ではエンロン・ワールドコム事件をきっかけに制定されたサーベンス・オクスリー法(2002年制定)が、厳しい内部統制規則を取り入れた。
- わが国でも昨年発覚した西武鉄道事件に対応するため、すでに取引所規則で内部統制にかかる規制を厳しくするほか、5・6月頃改正される予定の商法(会社法)、証券取引法にも内部統制に関する規制が組み込まれる見込みである。

Q1. 『内部統制』という言葉をよく聞くようになった。何故か。

A1.

- 直接の原因は、平成16年末に発覚した西武鉄道の虚偽記載疑惑、インサイダー取引疑惑である。西武鉄道は非上場の親会社コクドが実質支配する株式を、西武鉄道の旧役職員などの名義に分散し、東京証券取引所の上場廃止基準を潜脱して、上場を維持していた。しかもその事実が発覚しそうになった平成16年9月中旬～10月にかけてはインサイダー取引を行って株式を処分した疑惑が濃厚である(9月中は企業相手に相対で、10月は一般投資家も対象に取引所で)。西武鉄道は12月17日には東証上場廃止になったが、さらに調べが進むにつれ、西武鉄道は取締役会を過去7年間一度も開いていなかった、グループのプリンスホテルが決算公告を過去30年間一度も開示していなかった、等の重大な商法違反も相次いで明らかになった。
- 西武鉄道グループのような大規模な会社でも、実質的に公開会社としての態をなさないほど違法行為が蓄積するのである。それだけではない。陰に隠れて目立たなかったが、カネボウ、アソシエイト・テクノロジーなどの会社も相前後して、粉飾決算が発覚した。こうした事態に迅速に対処して、証券市場への信頼を呼び戻すための措置として、『内部統制』が大きくクローズアップされてきたのである。

Q2. 内部統制は、具体的にどのような形で我が国の法制度に組み込まれていくのか。

A2.

内部統制は次の三つの形を通じて我が国の法制度に組み込まれる。

- 新生『会社法』の中に組み込む。
- 改正『証券取引法』の中に組み込む。
- 証券取引所規則の中に組み込む。

- まず『会社法』であるが、本年中（5～6月頃成立見込み）に予定されている商法改正において、新たな法典として誕生する『会社法』の中に組み込まれる見込みである。法制審議会は平成16年12月に『会社法制の現代化に関する要綱案』を発表したが、この中で内部統制システムについて、次の二つの規定を置いている。

表1 内部統制システムの構築に関する決定・開示

内部統制システムの構築の基本方針については取締役会の専決事項とし、当該決議の概要を営業報告書の記載事項とする。
大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務付ける。

- このように会社法もしくは政省令のレベルでは内部統制システムの詳細までは決めず、各会社ごとに内部統制システムの基本方針を取締役会で決めることになっている。
- 次に証券取引法の改正であるが、金融審議会金融分科会第一部会のもとに設置されたディスクロージャーWGが平成16年12月24日に発表した『ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて』という報告書では、内部統制に関連して次のような提案が行われている。

表2 内部統制に関するディスクロージャーWGの提案

財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査
コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方
親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方

- このうち中心となるのは であるが、 、 も内部統制に重要な関係があるので記した。この内容の証券取引法改正は本年5・6月頃行われる見込みである。
- 最後に証券取引所規則については、東京証券取引所がすでに独自に内部統制に関して次のような規則を発表し施行している。

表3 東京証券取引所の、内部統制に係る規則改正（平成16年12月21日発表）

適時開示にかかる宣誓書等・・・代表者の移動があった場合、または5年毎に、適時開示にかかる社内体制の状況を記載した書類を添付し、『適時開示に係る宣誓書』を提出する。
有価証券報告書等の適正性に関する確認書・・・有価証券報告書又は半期報告書を提出した場合には、上場会社の代表者は不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を提出する。
監査証明を行う公認会計士等・・・有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準にいて提出を求めている監査報告書又は中間監査報告書は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要する。

- 証券取引所規則による内部統制の義務付けは、現在でも証券取引所ごとに内容が異なっている（規則がないところもある。）。規則を改正証券取引法に集約・格上げするか、逆に改正証券取引法などを参考にしながら、各取引所の規則をある程度共通化する事が望まれる。

Q 3 . 『内部統制』が注目される原因と、どのように導入しようとしているのかは分かった。しかし、余りにも唐突な気がする。ほかに何かきっかけがあったのではないか？

A 3 .

- 米国が近年、内部統制に関する法律・規則を大幅に厳しくしたことも忘れてはならない。エンロン事件、ワールドコム事件と続けに史上最大規模の企業不祥事に見舞われた米国は、平成 14 年(2002 年) に企業改革法を成立させた。同法は企業不祥事防止のひとつの手段として、内部統制システムの確立と確認を採用した。ちょうどそのタイミングで日本でも西武鉄道事件が起こったので、早速、わが国でも内部統制システムの確立と確認を求めることになった、という面はある。

Q 4 . 米国の制度を輸入したというわけか。しかし、外国の制度が日本でうまく機能するのだろうか。

A 4 .

- 基本的に、大きな効果があると思っている。内部統制とは、重要な情報が全て経営者のもとに届く体制を作り、経営者が集まった情報に正しく対処する、という事である。内部統制を確立し確認まですれば、何か事件が起こったときに経営者が、『自分は聞いていなかった』、『担当者がしたこと自分には知らない』と言い逃れる事ができなくなる。トカゲの尻尾切りができなくなるのである。仮に『内部統制を確立した』と公に確認した後で、情報はいってこなかったとしたら、確認が間違っていたことになる。経営者は責任を逃れる事ができないわけである。
- もっとも米国の制度は非常に厳しいのでわが国では緩和された形で運営されることになると思われる。しかし、あまり緩和しすぎてしまうと、手続きとコストばかりかかってさっぱり効果がないことにもなりかねない。企業不祥事の再発防止の実が挙がるように、きちんとした制度を作る必要があると言えよう。